

個別付議基準

社寺仏閣

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、社寺仏閣の建築物等について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会に付議することができるものとする。

記

1 申請者

宗教法人法第4条に規定する宗教法人とする。なお、維持管理についても設置者自ら永続的に行なうものであること。

2 申請地

- (1) 原則として、従前(当該基準施行日「平成15年4月7日」)から当該市街化調整区域に居住する者を対象とした墓園、納骨堂あるいは歴史・古記等によって密接な縁故がある土地が存する区域内又は隣接した土地で、建築することがやむを得ないと認められる土地であること。なお、信徒の分布その他に照らし、特に当該地域に立地する合理的事情の存するものも含むものとする。
- (2) 必要な駐車場等が設けられるものであること。

3 予定建築物

- (1) 用途は、宗教法人が宗教活動を行うために必要な施設であるもののうち、宗教法人法第3条第1号に規定する本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏その他宗教法人の目的のために供される建築物及び工作物であること。
- (2) 建築物等は墓園等と一体的に設置されるものであること。
- (3) 規模は、建築基準法に適合するものであること。

4 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等(見沼土地利用承認を含む。)が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成15年4月7日から施行する。(平成15年4月7日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。(平成19年11月9日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。(平成21年3月31日 都市局長決裁)